

四半期報告書

(第57期第1四半期)

自 2018年6月1日

至 2018年8月31日

株式会社ニイタカ

大阪市淀川区新高一丁目8番10号

(E00890)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2
- 3 経営上の重要な契約等 4

第3 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等 5
 - (2) 新株予約権等の状況 5
 - (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 5
 - (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
 - (5) 大株主の状況 5
 - (6) 議決権の状況 6
- 2 役員の状況 6

第4 経理の状況 7

- 1 四半期連結財務諸表
 - (1) 四半期連結貸借対照表 8
 - (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 10
 - 四半期連結損益計算書 10
 - 四半期連結包括利益計算書 11
- 2 その他 14

第二部 提出会社の保証会社等の情報 15

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2018年10月12日
【四半期会計期間】	第57期第1四半期（自 2018年6月1日 至 2018年8月31日）
【会社名】	株式会社ニイタカ
【英訳名】	Niitaka Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 吉昭
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区新高一丁目8番10号
【電話番号】	06(6391)3266
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 佐古 晴彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区新高一丁目8番10号
【電話番号】	06(6391)3266
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 佐古 晴彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第1四半期連結 累計期間	第57期 第1四半期連結 累計期間	第56期
会計期間	2017年6月1日 2017年8月31日	2018年6月1日 2018年8月31日	2017年6月1日 2018年5月31日
売上高 (千円)	3,883,976	4,155,665	16,728,523
経常利益 (千円)	192,150	235,762	1,105,621
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (千円)	140,803	174,751	785,673
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	173,970	139,997	868,045
純資産額 (千円)	8,515,026	9,201,449	9,138,199
総資産額 (千円)	15,384,747	16,292,818	16,210,092
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	23.85	29.60	133.08
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	55.3	56.5	56.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第56期第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第56期第1四半期連結累計期間の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善に伴い緩やかな回復基調にありました。一方で、海外経済は、米国による保護主義的な通商政策や地政学的リスクなどの世界経済への影響懸念もあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社は、環境にやさしく、同時にコストパフォーマンスにも優れた「パウチ包装タイプ高濃度洗剤・洗浄剤」のラインアップの充実と販売拡大に継続して注力してまいりました。

また、フードビジネス業界の多様化するニーズに対応し、省力化や食の安全・安心に貢献できる製品とサービスの提供に努めてまいりました。

これらの活動が功を奏し、当第1四半期連結累計期間の売上高は、41億5千5百万円（前年同四半期比 7.0%増）となりました。

利益につきましては、売上拡大の効果及び前期一時的要因として発生した費用が当期は発生しないこと等により、営業利益は、1億9千1百万円（同 5.1%増）、経常利益は、2億3千5百万円（同 22.7%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は、1億7千4百万円（同 24.1%増）となりました。

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の情報はありません。当社グループの品目群別売上高は、次のとおりであります。

<当社グループ製造品>（業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤、固形燃料等）

大規模ユーザーの獲得が寄与し、「食器洗浄機用洗浄剤」の売上が増加しました。また、食の安全・安心意識の高まりによる需要の拡大も背景にあって、「除菌・消毒用アルコール製剤」の売上が増加しました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の当社グループ製造品売上高は、31億9千1百万円（前年同四半期比 7.0%増）となりました。

<仕入商品等>

当第1四半期連結累計期間の売上高は、9億6千3百万円（同 6.9%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は次のとおりであります。

(資産)

資産は前連結会計年度末と比較して8千2百万円増加し、162億9千2百万円となりました。主には、「受取手形及び売掛金」が3千3百万円、「商品及び製品」が8千9百万円、流動資産「その他」が4千8百万円、投資その他の資産「その他」が5千3百万円それぞれ増加し、「現金及び預金」が1億9千4百万円減少しました。

(負債)

負債は前連結会計年度末と比較して1千9百万円増加し、70億9千1百万円となりました。主には、「支払手形及び買掛金」が7千1百万円、「電子記録債務」が7千9百万円それぞれ増加し、「未払法人税等」が1億1千5百万円減少しました。

(純資産)

純資産は前連結会計年度末と比較して6千3百万円増加し、92億1百万円となりました。主には、親会社株主に帰属する四半期純利益1億7千4百万円による増加と、配当金の支払7千6百万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(会社の支配に関する基本方針について)

当社における「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の概要は下記のとおりです。

① 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みの概要

イ. 「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社グループは、長期目標として、業務用洗剤洗浄剤分野でナンバーワンを掲げ、洗剤洗浄剤で売上高200億円、営業利益率10%を目指しております。その目標を達成するため、中期経営計画「N I P Q」（Niiitaka Innovation Plan, Quality）を策定しております。

主要な課題は以下の通りです。

(i) シェアの拡大

営業体制を強化し、大手ユーザー開拓に重点を置いて、シェアの拡大を図ります。

(ii) シェア拡大の条件整備

食器洗浄機メンテナンス及び衛生管理支援においてサービスの質向上に取り組み、差別化を図ります。また、新たな販売チャネルを開拓し、販売量の拡大を図ります。

(iii) 生産能力・生産性アップ

シェア拡大に対応して生産設備の拡充を図るとともに、生産の効率化を図り、競争力を強化します。

(iv) 人材育成・活性化

次世代幹部社員の育成を進め、継続的成長の基盤作りに取り組みます。また、女性が活躍できる職場作りに取り組みます。

(v) 新市場開拓、事業創出

新たな市場に目を向け、M&Aや業務提携等も選択肢に入れて一定の投資を行い、事業の幅を広げます。

ロ. コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、当社グループの経営理念を実現し、継続的に企業価値を高めることを目指しております。

2015年6月1日に適用開始された「コーポレートガバナンス・コード」への対応として、改めて「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、方針に則った活動を行うことで、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人、監査室及びCSR委員会等の各組織機関が相互に連携し、さらには内部通報制度も設け、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実をはじめとした内部統制システムが有効となるよう努めております。

当社取締役会は、定時取締役会を1ヶ月に1回、臨時取締役会を随時開催し、取締役会規程に定められた付議事項について十分な審議を行っております。また、執行役員を招集して行う執行役員会を月例で実施し、取締役会の方針に基づく経営執行上の重要事項の審議を迅速に進めております。

当社は、これらの取り組みとともに、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとし、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示をお受けいただく機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為についての評価・検討に必要なかつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価・検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとしております。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価・検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しなかった場合、順守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性・相当性の範囲で会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランは、2016年8月26日に開催の当社第54回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続しており、その有効期限は2019年5月期に係る当社定時株主総会終結時までとなっております。

- ④ 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記②の会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(イ)買収防衛策に関する指針（注1）の要件を充足していること(ロ)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること(ハ)合理的な客観的発動要件の設定をしていること(ニ)独立性の高い社外者の判断の重視と透明な運営が行われる仕組みが確保されていること(ホ)株主意思を重視するものであること(ヘ)デッドハンド型買収防衛策（注2）やスローハンド型買収防衛策（注3）ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注) 1. 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日経済産業省・法務省）を指します。
2. デッドハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の過半数を交替させてもその発動を阻止できない買収防衛策
3. スローハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における、研究開発費は7千9百万円であります。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

2018年7月に完了を予定しておりましたつくば工場倉庫設備の更新は、予定どおり完了いたしました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数 (株)
普 通 株 式	16,900,000
計	16,900,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2018年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2018年10月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,943,052	5,943,052	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	5,943,052	5,943,052	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年6月1日～ 2018年8月31日	—	5,943,052	—	585,199	—	595,337

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2018年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 39,300	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,893,500	58,935	同上
単元未満株式	普通株式 10,252	—	—
発行済株式総数	5,943,052	—	—
総株主の議決権	—	58,935	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

②【自己株式等】

2018年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ニイタカ	大阪市淀川区新高一丁目8番10号	39,300	—	39,300	0.66
計	—	39,300	—	39,300	0.66

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2018年6月1日から2018年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年6月1日から2018年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,924,003	1,729,616
受取手形及び売掛金	※1 3,759,433	※1 3,792,601
商品及び製品	747,364	837,159
仕掛品	34,440	38,487
原材料及び貯蔵品	430,965	445,389
その他	131,505	179,672
貸倒引当金	△2,754	△2,650
流動資産合計	7,024,958	7,020,276
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,249,327	3,034,461
土地	3,136,945	3,136,945
その他（純額）	1,892,521	1,130,944
有形固定資産合計	7,278,794	7,302,351
無形固定資産		
のれん	6,832	6,263
その他	430,789	441,081
無形固定資産合計	437,621	447,344
投資その他の資産		
その他	1,482,674	1,536,556
貸倒引当金	△13,956	△13,709
投資その他の資産合計	1,468,717	1,522,846
固定資産合計	9,185,134	9,272,541
資産合計	16,210,092	16,292,818
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 946,039	※1 1,017,411
電子記録債務	1,598,875	1,677,943
短期借入金	811,725	799,238
未払法人税等	196,354	81,327
その他	1,269,834	1,296,658
流動負債合計	4,822,829	4,872,579
固定負債		
長期借入金	646,943	611,341
退職給付に係る負債	1,248,157	1,257,363
その他	353,962	350,084
固定負債合計	2,249,062	2,218,789
負債合計	7,071,892	7,091,369

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	585,199	585,199
資本剰余金	595,337	595,337
利益剰余金	7,895,003	7,993,007
自己株式	△50,755	△50,755
株主資本合計	9,024,784	9,122,788
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	71,625	74,635
為替換算調整勘定	41,789	4,025
その他の包括利益累計額合計	113,415	78,660
純資産合計	9,138,199	9,201,449
負債純資産合計	16,210,092	16,292,818

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年6月1日 至 2017年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年8月31日)
売上高	3,883,976	4,155,665
売上原価	2,251,156	2,473,579
売上総利益	1,632,820	1,682,085
販売費及び一般管理費	1,450,700	1,490,587
営業利益	182,119	191,498
営業外収益		
受取利息	2,040	1,935
受取配当金	5,066	5,028
受取賃貸料	5,332	6,292
為替差益	-	28,864
その他	6,183	10,164
営業外収益合計	18,623	52,285
営業外費用		
支払利息	1,465	2,335
賃貸収入原価	3,548	3,557
売電原価	2,431	2,053
その他	1,147	75
営業外費用合計	8,592	8,021
経常利益	192,150	235,762
特別利益		
負ののれん発生益	15,651	-
受取補償金	2,000	-
受取保険金	-	2,469
特別利益合計	17,651	2,469
特別損失		
固定資産除売却損	372	0
特別損失合計	372	0
税金等調整前四半期純利益	209,429	238,231
法人税等	68,626	63,479
四半期純利益	140,803	174,751
親会社株主に帰属する四半期純利益	140,803	174,751

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年6月1日 至 2017年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年8月31日)
四半期純利益	140,803	174,751
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	20,552	3,009
為替換算調整勘定	12,614	△37,763
その他の包括利益合計	33,167	△34,754
四半期包括利益	173,970	139,997
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	173,970	139,997
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、一部の連結子会社の当第1四半期会計期間末日が休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年8月31日)
受取手形及び売掛金	7,776千円	7,172千円
支払手形及び買掛金	16,159	14,372

2. 偶発債務

当社グループは、外注先でありますホワイトプロダクト株式会社の円滑な原材料の調達を支援するため、同社の原材料購入代金支払債務に対し、次の債務保証枠を設定しております。

	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年8月31日)
保証極度額	20,000千円	20,000千円
債務保証残高	20,000	20,000
差引額	—	—

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年6月1日 至 2017年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年8月31日)
減価償却費	97,573千円	120,653千円
のれんの償却額	569千円	569千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自2017年6月1日至2017年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年7月24日 取締役会	普通株式	70,844	12.00	2017年5月31日	2017年8月8日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自2018年6月1日至2018年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年7月26日 取締役会	普通株式	76,747	13.00	2018年5月31日	2018年8月14日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2017年6月1日至2017年8月31日)

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略していません。

当第1四半期連結累計期間(自2018年6月1日至2018年8月31日)

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略していません。

(企業結合等関係)

比較情報における取得原価の当初配分額の重要な見直し

2017年7月31日に実施したスィンジョウ油化工業株式会社との企業結合について、前第1四半期連結会計期間において暫定的な会計処理を行っていましたが、前第2四半期連結会計期間に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額の見直しが反映されており、主として流動資産が112,479千円、流動負債が132,555千円それぞれ減少した結果、暫定的に算定されたのれんの金額は、会計処理の確定により2,021千円から17,673千円減少し、負ののれん発生益15,651千円となっております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年6月1日 至2017年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年6月1日 至2018年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	23円85銭	29円60銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	140,803	174,751
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	140,803	174,751
普通株式の期中平均株式数(株)	5,903,710	5,903,670

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 第56期第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第56期第1四半期連結累計期間の関連する1株当たり情報について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2018年7月26日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・76,747千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・13円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・2018年8月14日

(注) 2018年5月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年10月12日

株式会社ニイタカ

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木下 隆志 印

業務執行社員 公認会計士 石原 美保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニイタカの2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年6月1日から2018年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年6月1日から2018年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニイタカ及び連結子会社の2018年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。